

長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、広く市民が高齢者を敬愛し、長寿を祝い、併せて高齢者の福祉について関心と理解を深めるため、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う、高齢者自身が自らの生活向上に意欲を高める等敬老意識の啓発と地域住民との交流を目指した地域ぐるみの敬老行事を開催する地域に支給する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市地域敬老行事開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市社協とする。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業及び経費は、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、別表2に定める補助金交付算定基準により算定した額を上限額とする。

(交付の申請)

第5条 市社協は、長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定された日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、市社協に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号。以下「通知書」という。）により市社協に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達する

ため、次の条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (4) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第7条 市社協は、補助金の交付を申請し、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第8条 市社協は、補助金等の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金等を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 第6条の規定による補助金交付決定を受けた市社協が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市地域敬老行事開催事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市地域敬老行事開催事業計画変更承認書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた市社協は、事業の完了後、長岡京市敬老行事開催事業補助事業終了報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 収支決算書（別記様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡市地域敬老行事開催事業補助金確定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

(是正措置)

第12条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、市社協に対して命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第13条 補助事業の性質上、市長が特に必要と認めたときは、別に定めるところにより、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする場合には、長岡市地域敬老行事開催事業補助金概算交付請求書（別記様式第11号）に第6条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消等)

第14条 市社協が次のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定もしくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適当と認められたとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済

額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、市社協に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第16条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかつたときは、市社協に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(経理)

第17条 市社協は、収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　　則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成21年7月28日から施行し、改正後の長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助金交付対象一覧表

区分	対象事業・経費等
補助対象行事	<p>広く市民が高齢者を敬愛し、長寿を祝い、併せて高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者自身が自らの生活向上に意欲を高める等敬老意識の啓発と地域住民との交流を目指した地域ぐるみの敬老行事を開催する地域に対して、長岡京市社会福祉協議会が助成金を支給する下記の事業とする。</p> <p>(1) 地域敬老会の開催 (2) 敬老囲碁、将棋大会又は敬老スポーツ大会等の開催 (3) 高齢者と地域住民との懇談会の実施 (4) その他敬老行事として地域ぐるみで行う適当な行事等</p> <p>長岡京市社会福祉協議会が助成金を支給する地域とは、自治会又は、自治会未結成地区にあっては地区を代表する各種団体をいう。</p> <p>また、複数の近隣自治会又は、自治会と自治会未結成地域が共同で開催する場合も対象とする。</p>

別表2（第4条関係）

補助金交付 算定基準	地域敬老行事の参加者のうち、1,000円に当該年内に70歳以上になる者の数を乗じて得た額
---------------	--

別記様式第1号（第5条関係）

年　月　日

長岡京市長　　様

住　所

団体名

代表者名

長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付申請書

長岡京市地域敬老行事開催事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額　　金　　円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）

別記様式第2号（第5条関係）

事業実施計画書

1 事業の名称	長岡京市社会福祉協議会地域敬老行事開催事業 助成金交付事業		
2 事業の目的			
3 事業の概要			
4 事業実施時期	年　月　日　から 年　月　日　まで		
5 事業実施場所	他　　ヶ所		
6 事業参加 予定人数	地域敬老行事の参加者のうち、当該年内に70歳以上に なる者の人数 人		

別記様式第3号（第5条関係）

収支予算書

収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度決算額	説明
市補助金			地域敬老行事開催事業補助金（助成金分）
合計			

支出

科目	本年度予算額	前年度決算額	説明
地域敬老行事開催事業助成金			
合計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号（第6条関係）

長岡京市指令福高第 号

年 月 日

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会
会長 様

長岡京市長

長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (4) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱の規定をうけること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

別記様式第5号（第9条関係）

年　月　日

長岡市長

様

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
会長

長岡市地域敬老行事開催事業計画変更承認申請書

長岡市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱第9条の規定により事業計画の変更をしたいので下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名 長岡市社会福祉協議会地域敬老行事開催事業助成金交付事業

2 申請及び決定年月日 申 請 年 月 日
決 定 年 月 日

3 変更理由

区分		変更前		変更後	
事業内容		事業項目	金額	事業項目	金額
計					
財源内訳	市補助金				
	社協自己資金				
	その他				

別記様式第6号（第9条関係）

長岡京市指令福高第　　号
年　月　日

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会
会長　　様

長岡京市長

長岡京市地域敬老行事開催事業計画変更承認書

年　月　日付で申請のあった事業計画変更について長岡京市地域敬老行事
開催事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定額　　金　　円

2 変更交付決定額　　金　　円

別記様式第7号（第10条関係）

年　月　日

長岡市長　　様

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
会長

長岡市地域敬老行事開催事業補助事業終了報告書

年　月　日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日　　年　月　日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 地域敬老行事開催事業助成金交付地域別一覧表
- (4) 地域敬老行事実施団体からの実績報告書
- (5) 地域敬老行事開催事業助成金確定通知書の写し

別記様式第8号（第10条関係）

事業実績報告書

1 事業の名称	長岡京市社会福祉協議会地域敬老行事開催事業 助成金交付事業
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	年　月　日　から 年　月　日　まで
5 事業実施場所	他　ヶ所
6 事業参加者数	地域敬老行事の参加者のうち、当該年内に70歳以上になる者の人数 人

別記様式第9号（第10条関係）

収支決算書

収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	説明
市補助金			地域敬老行事開催事業補助金（助成金分）
合計			

支出

科目	本年度予算額	本年度決算額	説明
地域敬老行事開催事業助成金			
合計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第10号（第11条関係）

長岡市指令福高第　　号
年　月　日

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
会長　　様

長岡市長

長岡市地域敬老行事開催事業補助金確定通知書

年　月　日付長岡市指令福高第　　号で交付決定した地域敬老行事開
催事業補助金について、長岡市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱第11条の規定に
より、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額　　金　　円

別記様式第11号（第13条関係）

年　月　日

長岡市長　　様

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
会長

長岡市地域敬老行事開催事業補助金概算交付請求書

年　月　日付で交付決定のあった標記の補助金について、長岡市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額　　金　　円

　　交付決定額　　円

　　既交付済額　　円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し